

仕 様 書

1 売払件名 06-6-2
紙おむつ（乳幼児用）の売払い

2 売払物品（以下「当該物品」という。）

品名	製品企画	予定数量	購入年月日	備考
紙おむつ （乳幼児用）	ムーニーSサイズ 84枚入/袋×3袋/箱×28箱	7,056枚	2022年10月3日	ユニ・チャーム株式会社
	メリーズMサイズ 64枚入/袋×4袋/箱×28箱	7,168枚	2022年10月3日	花王株式会社

3 引渡場所

広島県三原市本郷町善入寺 94-22
広島県防災拠点施設（備蓄倉庫）

4 引渡条件

- 買受人は、売払人が保管している当該物品を買受人自らが用意した搬出用トラック等に積込むこと。
なお、当該物品を積載している県有パレットは引渡し不可とし、箱又は袋単位で引き渡すものとする。
- 売払人が売買代金の納入を確認した後、買受人は引渡期限までに当該物品を一括で引き取ること。
- 買受人は当該物品の引渡し後、受領書を提出すること。
- 搬出に伴う責任と費用は、一切、買受人の負担とすること。

5 引渡期限

売買代金納入後から令和7年3月31日以内の日までとするが、売買代金納入後、買受人は速やかに引き取ること。

6 当該物品の搬出作業

- 搬出作業の日程については、事前に売払人と調整を行うこと。
- 買受人は当該物品の搬出に際し、諸法令を遵守して作業の円滑な進捗を図ること。
- 買受人は搬出作業に当たっては、売払人が所有する備蓄倉庫の付帯設備（フォークリフト2台、ハンドリフト4台）を利用することが可能であること。
- 搬出作業により付帯設備の移動等を行った場合は、搬出作業完了後、原状回復すること。また、破損した場合は、買受人の責任において修復すること。
- 搬出により買受人自ら公共物等を破損させた場合は、買受人の責任で措置を講ずること。
- 搬出作業中における敷地内での不慮の事故及び防犯対策については、買受人が責任を負うものとする。

7 当該物品の品質及び安全性の確保等に関する遵守事項

買受人は、当該物品の品質及び安全性の確保等のため、以下の事項について承諾の上、これを遵守すること。

(1) 当該物品の品質及び安全性の確保のための措置

ア 買受人は、当該物品を自らが消費し、加工し、又は譲渡（有償で販売する場合又は寄附等により無償で譲渡する場合をいう。以下同じ。）する目的で買い受けるものとする。

イ 買受人は、当該物品の品質及び安全性が確保されるよう適切に取り扱うとともに、譲渡先に対しても適切に取り扱うよう指導するものとする。

また、当該物品が腐食等により人の健康を損なうおそれがある場合は、買受人の責任において廃棄処分するものとする。

(2) 責任の所在

ア 当該物品の引渡後は、買受人の責任において当該物品の品質管理を行うものとする。

イ 当該物品の引渡後の事故の責任は、一切、売払人に関わらないものとする。

8 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて売払人と買受人で協議の上、決定するものとする。